

令和8年度 第1回

松戸市国民健康保険運営協議会

会 議 録

開催日時：令和8年8月7日(金曜日) 午後1時30分 開会

開催場所：松戸市役所 新館7階大会議室

健康医療部 国保年金課

< 出席者 >

運営協議会委員：定数１７名のうち出席者１６名

出席委員……石田かづ子委員、小川洋一委員、木村健太郎委員、
近藤泰久委員、鈴木渉委員、石島秀紀委員、
森田靖委員、小林伸宏委員、小松世幸委員、
澤田康裕委員、小野順子委員、吉場清子委員、
田嶋幸浩委員、鈴木暢委員、吉田俊郎委員、
三上竜也委員

欠席委員……平居昭範委員

松戸市：健康医療部 部長

国保年金課 課長

// 資格賦課班 班長

// 給付班 班長、班員１名

// 企画調整班 班長、班員４名（事務局）

収納担当室 担当室長補佐

// 室員２名

健康推進課

健診担当室 担当室長

// 室員２名

計１６名

事務局

それでは、令和８年度第１回松戸市国民健康保険運営協議会にあたり、健康医療部長よりご挨拶申し上げます。

———— 健康医療部長挨拶 ————

事務局

続きまして、本協議会会長より、ご挨拶をお願いいたします。

———— 会長挨拶 ————

事務局

ありがとうございました。

それでは、これより会長、議事進行をお願いいたします。

会長

ただいまより、令和８年度第１回松戸市国民健康保険運営協議会を開会します。
議事に入る前に、「会議の出席状況」について、事務局から報告をお願いします。

事務局

松戸市国民健康保険運営協議会規則第６条「会議の成立」に、
「協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」
と、定められております。

本日、委員１７名のうち、１６名の方にご出席いただいておりますので、会議は成立することをご報告申し上げます。

会長

次に「傍聴者」について、事務局から報告をお願いします。

事務局

本日の会議について、３名の方から傍聴したい旨の申し出がありました。

なお、傍聴に関しましては「審議会等の公開に関する要綱」に基づき、許可いたしましたのでご了承願います。

では、傍聴者の方、どうぞお入りください。

会長

議事に入る前に、令和8年1月27日（火）に開催しました、令和7年度第4回松戸市国民健康保険運営協議会の際に、会長一任とされておりました件について、2点ご報告いたします。

1点目、本協議会の委員名簿の公表についてとなります。

これまで、市ホームページ上では委員名簿を公表しておりませんでした。他市の状況を踏まえ、今年度から市ホームページで委員名簿を公表しております。

次に、2点目、傍聴人受付方法についてとなります。

これまで、傍聴の受付については、会議当日の開会の30分前までに国保年金課窓口にて受付し、再度開会10分前にお集まりいただく必要がありました。

今回の会議から、従来の受付方法に加え、会議当日の開会の30分前までに電話による仮受付を行い、開会15分前に国保年金課窓口にて本受付することも可能とする運用を試行的に開始しました。

これにより、受付から会議開催までの待ち時間の短縮を図ることができると考えております。報告は、以上となります。

それでは、これより、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、

議題1「令和7年度松戸市国民健康保険特別会計決算（案）について」、

議題2「債権放棄について（報告）」

の2つとなります。

はじめに、議題1「令和7年度松戸市国民健康保険特別会計決算（案）について」を議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

————— 事務局説明 —————

会長

ありがとうございました。

本件につきまして、事前質問はございませんでした。

そのほか、委員の皆様からご質問等はございますか。

なお、時間に限りがあることや、できるだけ多くの方からご質問等を頂戴したいことから、簡潔なご発言にご協力をお願いします。

————— 質問・意見なし —————

会長

では、ご質問等がないようですので、お諮りします。

議題１「令和７年度松戸市国民健康保険特別会計決算（案）について」の原案に賛成の方の挙手をお願いします。

———— 全会一致 ————

会長

ありがとうございました。

議題１「令和７年度松戸市国民健康保険特別会計決算（案）について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、議題２「債権放棄について（報告）」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

———— 事務局説明 ————

会長

ありがとうございました。

本件につきまして、事前質問はございませんでした。

そのほか、委員の皆様からご質問等はございますか。

委員

他保険者の対応状況を教えてください。

事務局

令和５年度末に本市が訴えを提起した際の情報となりますが、市川市は、議会に訴えの提起に係る議案提案する方向で動いており、柏市と船橋市は、議会の議決を経た上で、裁判所に訴状を提出していると聞いております。

いずれも、結果につきましては、把握しておりませんが、相手方が破産法の規定により免責許可されていることから、本市と同様の状況であろうかと思えます。

他保険者の状況につきましては、情報が入ってきましたら、皆様に報告させていただきたいと考えております。

会長

他にご意見ございますか。

無いようですので、議題2「債権放棄について（報告）」は、以上とさせていただきます。

本日の議題についてはすべて終了となりました。

議題1につきましては、原案のとおり承認した旨を市長に答申いたしますので、ご承知おきください。

以上をもちまして、運営協議会を終了します。事務局に進行をお返しします。

事務局

それでは、最後に国保年金課長よりご挨拶申し上げます。

———— 国保年金課長挨拶 ————

事務局

以上をもちまして、解散といたします。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

———— 午後2時15分終了 ————

この会議録の記載が真正であることを認め、署名します。

令和 8 年 8 月 28 日

松戸市国民健康保険運営協議会

会 長 小野 順子

